

2月16日(水)から3月15日(火)まで

税の確定申告

申告はお早めに

町民税と所得税の申告時期が、近づいてきました。税務課では、別表の日程で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いします。

申告時に持参するもの

- ▼印鑑
- ▼平成16年中の所得がわかるもの(源泉徴収票・公的年金等支払報告書など)
- ▼社会保険料控除、生命保険料控除及び損害保険料控除を受けようとする方は、領収書又は支払証明書(農協共済に加入されている場合、必ず共済掛金払込証明書を持参してください。)
- ▼医療費控除を受けようとする方は、平成16年中に支払った医療費の領収書
- ▼税務署から送付された申告書類など

町民税

申告が必要な方

- ▼今年1月1日現在、町内に住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、3月15日(火)までに申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした方は除きます。
- ▼営業・農業・その他事業を営んでいる方

る方

- ▼日雇・大工・パート収入のあった方
- ▼地代や家賃、配当などの収入があった方
- ▼給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方
- ▼厚生年金や国民年金などから年金を受給している方

国保加入者も必ず申告を

国民健康保険に加入している方は、前年中の所得の申告が必要です。前年中まったく所得のなかった方も必ず申告を行ってください。申告のない場合は国保税の軽減措置の適用が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ①児童手当や老人医療を受けるとき
- ②老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③保育所の入所申請をするとき
- ④奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤公営住宅を申し込むとき
- ⑥金融機関などから融資などを受ける

とき

申告は集会所でも

各地区の公民館又は集会所でも申告相談を5ページの別表の日程で行います。

所得税

所得税は、平成16年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自身が計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行ってください。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

申告が必要な方

- ▼平成16年中の給与の収入金額が20万円を超える方
- ▼1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ▼給与の支払を2か所以上から受けている方
- ▼事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を持った方などで、平成16年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の場合

税務署での確定申告相談

下記の日程で確定申告相談を行います。どなたでも、お気軽にご利用ください。今年、2月中の日曜日(20日、27日)も受け付けています。

場所	期間	会場名
松山税務署	2月16日(水) ～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く) ※2月20日(日)、27日(日)は実施	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎

相談時間 9時～17時(ただし、12時～13時を除く)
相談内容 所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告書類などの作成

持参資料

- ①申告書(税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ)
- ②源泉徴収票
- ③印鑑、筆記用具
- ④所得計算に必要な書類
- ⑤医療費の領収書(医療費控除を受けようとする方)
- ⑥支払保険料の証明書
- ⑦還付金の受取口座の通帳 など

問い合わせ 松山税務署 個人課税部門 ☎941-9121